

再発防止策について

(一財) エネルギー総合工学研究所

「受託事業に係る労務費の不適切計上事案に関する原因究明・再発防止策検討委員会」の報告を踏まえて当研究所が策定した再発防止策は、下記のとおりです。なお、実施時期については改めて検討を行うとともに、実施状況及び実効性の確認については外部組織によるモニタリングの実施を検討しています。

記

1. 公的事業のマネジメント体制の刷新

(1) 勤務・作業日誌管理システム（以下「本システム」）の改修等

- ① 各登録研究員への「予定時間」の割当ては、適切に労務費の予算管理を行うための指標として限定的に運用する。また、これに伴い「予定時間」の名称を、この目的に即した名称に改める。
- ② 作業時間及び作業内容は各登録研究員自らが当該作業を行った日ごとに入力し、業務管理者はその入力された内容を確認し承認する。
- ③ 従事時間を入力すべき対象事業を公的事業だけでなく民間事業やそれ以外の業務にも拡大する。
- ④ 所定労働時間外や休日の時間帯も入力可能とする。
- ⑤ 従事時間の入力単位を細かくして正確に入力する(従来は 30 分単位)
- ⑥ 外勤との重複による従事時間の計上を排除するため、外勤の登録、外勤旅費の請求は本システムを経由して行う。
- ⑦ 本システム上のデータの改変の有無の確認や従事時間に関する事後的な検証を可能とするため、データ・ログの記録等を取得できるようにする。

(2) 受託マニュアル遵守に係る教育・研修の実施と研修担当の設置

受託マニュアルの内容を遵守するためのルール（従事時間や従事内容の入力等）について、定期的に教育・研修を実施し、正しい運用の定着を図る。

(3) 合理的なエビデンスの作成、保存、共有化の徹底

作業に関する合理的なエビデンス（作業内容、経緯、成果物等）を作成、保存、共有する。

(4) 各役職の権限と責任の明確化

役職の権限、責任及び求められる能力を明確化（ジョブ・ディスクリプションを策定）する。

(5) 調査研究プロジェクトに係るマネジメントの向上

プロジェクト事業計画の策定時において、研究内容、役割分担、スケジュール等について当該事業に従事する研究員全員に対しその認識の共有化を図る。また、研究の進捗状況に応じて随時これらを見直し、その共有化を図る。適切なマネジメントのあり方について学習し議論する。

2. 収益構造の見直し

(1) 民間受託の受注増加に向けた取組み

各研究グループ間連携での個別提案活動、個別分野研究会の開催、コンサルティング事業や成果物の発行など個別分野の情報収集、分析評価、発信能力の強化等を通じた新たな収益事業発掘、組織及びプロジェクトの認知度向上に取り組む。

(2) 賛助会費収入増加に向けた取組み

賛助会員等へのサービスとして、月例研究会、個別分野研究会等の開催、メールマガジンやホームページの一層の充実・強化を図る。賛助会員のニーズ把握、新規会員勧誘のため企業等を訪問する。

(3) より質の高い研究成果を目指す

調査研究にあたり、研究員間の成果の共有、ブレインストーミングによる新知見の創出など研究員の総力による、より質の高い成果を目指す。あわせて調査研究に係る契約のあり方についても検討を行う。

3. ガバナンス改革

(1) 組織体制の見直し

- ① 管理部門の機能強化と独立性を確保するため、研究部門と管理部門の兼任を廃止する。
- ② 業務部による管理強化のための人事配属を実施する。
- ③ 総務部をコンプライアンス担当部署と位置付け、その職責と具体的権限を明文化する。
- ④ 原子力工学センターの組織のあり方を検討する。

(2) 監査部門の実効性確保

- ① 新たに内部監査室を設置し、適正かつ実効性ある監査を実施する。
- ② 内部監査部門と研究部門の兼務を廃止する。
- ③ 検査が実施される公的機関からの受託プロジェクトについても内部監査の監査対象とする。
- ④ 監事と外部監査法人とが定期的な情報交換を行い、実効的な監査を実施する。また、監査の一層の実効性の向上策について検討する。

(3) 経営層による適切なリスク管理と監視機能強化

業務執行理事がこれまで以上にリスク分析を行うことができるよう、各部長及び各グループとの連絡会を定期的で開催し、業務に関する報告を受ける。

4. コンプライアンス意識・風土の醸成

(1) 経営層のコンプライアンスへのコミットメント

理事長をはじめとする役員が部長会議や各グループとの連絡会の場でメッセージを適時に発信し、コンプライアンスの重要性を周知徹底する。また、コンプライアンス違反に関与した役職員に対しては規程に基づき厳正に対処する。

(2) コンプライアンス意識向上を目的とした教育・研修の実施

全役職員を対象にした顧問弁護士によるコンプライアンス全般に関する適切な研修を定期的実施する。

(3) 内部通報制度の適切な整備運用

内部通報窓口を定期的に周知する。また、内部通報制度の改善に向けて検討を行う。

(4) 研究不正に対応する規程等のあり方と内容の見直し

規程に定められた方策を実効的に運用できるようその内容等の見直しを図る。

(5) 役職員の業務の見える化を促進

所内業務の効率化、コミュニケーション促進、連携強化の観点からスケジューラーを活用するとともに、個別事業の実施状況も含め役職員の業務の見える化を進める。

(6) コミュニケーション意識の浸透

報・連・相の励行を再確認するとともに、各種会議等はもとより、日々の業務の中で3Cs (Communication, Communication, Communication) の意識を浸透させ実践する。

以上